

執筆者：

[E-mail](mailto:info@nishimura.com) [有吉 尚哉](mailto:info@nishimura.com)

1. 金融商品取引法等の改正法案

2023年3月14日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」(令和5年閣法第56号)(以下「本改正法案」)が国会に提出されました。本改正法案は、金融商品取引法(以下「金商法」)や金融サービスの提供に関する法律¹(以下「金サ法」)を中心に、主に金融審議会で提言された内容を踏まえた多様な項目の法改正を行うものです。

本改正法案による法改正の主要な項目の一つは、従来、金融商品取引業者などの一定の業態にのみ適用されていた誠実義務について、「顧客等の最善の利益」を勘案するという要素を加えた上で、多様な業態に横断的に適用するという、誠実義務の横断化です。この改正は、2022年12月9日に公表された「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース 中間報告」(以下「顧客本位 TF 中間報告」)による提案を踏まえたものです²。

本稿では、本改正法案のうち誠実義務の横断化に関する事項について、その概要を解説します。なお、筆者は顧客本位タスクフォースのメンバーを務めていますが、本稿の意見に亘る部分は筆者の私見であり、顧客本位タスクフォースやその他の組織の見解を示すものではないことを申し添えます。

2. 誠実義務の横断化

(1) 顧客等の最善の利益(最善利益義務)

本改正法案では、金サ法2条1項として誠実義務を定める次の規定を加えることとされています(太字・下線は筆者)。

○金サ法2条1項

金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客(次項第14号から第18号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあつては加入者、その他政令で定める場合にあつては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。)の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

その上で、金商法36条1項の「金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」という顧客に対する誠実義務の規定を削除することとされています³。

¹ 本改正法案により、「金融サービスの提供に関する法律」の名称を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改めることとされています。

² 顧客本位 TF 中間報告については、以下のニューズレターで解説を行っていますので、合わせてご参照ください。
<https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/20221212-92051>

³ 金商法36条1項が削除される理由については、本改正法案の法律案要綱の中で「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律において、金融サービスの提供等に係る業務を行う者に対して、横断的に、顧客等に対する誠実義務の規定を新設することに伴い、金融商品取引法から、新設する規定と同趣旨の誠実公正義務に係る規定を削除することとする」と説明されています。また、金融商品取引業者等以外の業態について定められていた誠実義務についても同様に削除することとされています。

現行の金商法 36 条 1 項と改正後の金サ法 2 条 1 項の義務の内容を比べると、金サ法 2 条 1 項には「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」という文言が加えられています。この点、従前より「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下「顧客本位原則」)の原則 2 は、「顧客の最善の利益の追求」として次の事項を定めており、同原則を採択した金融事業者には顧客の最善の利益を図る義務が適用されています。

○顧客本位原則 原則 2

【顧客の最善の利益の追求】

原則2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

もともと、顧客本位 TF 中間報告では、顧客本位原則のプリンシプルベースのアプローチのもとでの金融事業者による顧客本位の商品・サービスを提供する取組みを「道半ば」の状況にあると評価し、原則の一部の法令化を提言していました。本改正法案による金サ法 2 条の規定は、この顧客本位 TF 中間報告の提言を受けた改正事項の一つで⁴、従来の誠実義務の規定に「顧客等の最善の利益」という要素が追加されています。

(2) 義務の主体と対象となる業務

金サ法 2 条 1 項の誠実義務の主体は、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とされています。そして、その具体的な対象は、同条 2 項に列挙されており、概ね以下の者⁵とその役員及び使用人などが該当することになります。従来の金商法 36 条 1 項と同様に、業者自身だけでなく、その役員及び使用人なども義務の主体とされていることに留意が必要です。

○誠実義務の主体(金サ法 2 条 2 項)

1 号	金融サービス仲介業者
2 号	金融商品取引業者等、金融商品仲介業者
3 号・5 号	銀行その他の預金取扱金融機関
4 号	無尽業者
6 号	銀行代理業者
7 号	電子決済等取扱業者
8 号	電子決済等代行業者
9 号	信託会社、信託契約代理店
10 号	保険会社、保険代理店
11 号	貸金業者
12 号	不動産特定共同事業者
13 号	資金移動業者、電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、前払式支払手段発行者
14 号～18 号	年金積立金の管理運用業者、年金基金
19 号	政令指定

このように、従来は金融商品取引業者等その他の一定の業態に限られていた誠実義務の適用対象について、幅広い業態の金融業者に横断的に適用されることになることに加えて、企業年金制度の運営に携わる者や年金基金も誠実義務の主体に含められています。

その上で、誠実義務の対象となる業務は、「金サ法 2 条 2 項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であつ

⁴ 顧客本位 TF 中間報告では、顧客本位原則の内容を法令化することの提言として、利益相反の可能性と手数料等についての顧客への情報提供のルール化という内容も含まれています。この点については、法律の改正ではなく政令・内閣府令の改正によって手当てされるものと予想されます。

⁵ 正確には、「金融商品取引業に係る業務を行う者」といったように業務を基準に義務の主体が定められています。

て顧客等の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの」とされています。本稿の執筆時点では、本改正法案自体が成立しておらず、この「政令で定めるもの」の内容も明らかになっておりませんが、上記の業態に含まれる業務(又はそれに付随し、若しくは関連する業務)の全てが誠実義務の対象になるのではなく、政令の定めにより誠実義務の対象となる業務が一定の範囲に限定される可能性があります⁶。

金サ法 2 条による位置付けを整理すると、「顧客等の最善の利益」を勘案するという要素を加えた上で、誠実義務を金融事業者に横断的に適用するものであり、従来から誠実義務が課されていた業態にとっては、従来の義務に「顧客等の最善の利益」という要素が加味されることに留まるのに対して、これまで誠実義務が課されていなかった業態にとっては、(顧客等の最善の利益という要素を含めた)誠実義務そのものが新たに課せられることとなります。

3. 最善利益義務の内容

前述のとおり、金サ法 2 条 1 項には「顧客等の最善の利益を勘案すること」(最善利益義務)という要素が含まれています。この点、現行法において最善利益義務のような概念は存在しません。また、最善利益義務と、善管注意義務(民法 644 条、金商法 41 条 2 項・42 条 2 項など)、忠実義務(信託法 30 条、金商法 41 条 1 項・42 条 1 項など)、(従来の)誠実義務(金商法 36 条 1 項など)といった概念との差異・関係も必ずしも明らかではありません。そのため、最善利益義務の具体的な内容をどのように捉えるべきかは、実務対応上の論点となるものと考えられます。

この点の手懸かりとして、顧客本位 TF 中間報告 2 頁脚注 2 では、現行の金商法上の誠実公正義務に、解釈上、最善利益義務が含まれているか明確でない⁷とした上で、「『顧客の最善の利益を図るべき』ことを法律上定めることにより、誠実公正義務に内包されるべき『最善利益義務』が明確化されるとも考えられる」という考え方が示されていました。そして、金サ法 2 条 1 項の条文は、この考え方を前提としているとも思われますが、そうであるとすると、最善利益義務はもともと誠実義務に内包される概念であり、従来から誠実義務が適用されていた金融商品取引業者等にとっては質的に新たな義務が課されるものではないと整理することができます。

また、同じ顧客本位 TF 中間報告 2 頁脚注 2 では、最善利益義務は「金融事業者一般に共通する義務とされる場合であっても、その内容は全ての金融事業者に一律というのではなく、金融事業者の業態、ビジネスモデルなどの具体的な事情に応じて個別に判断されるべきである」との意見があったことも紹介されています。このように最善利益義務やそれを内包する誠実義務の具体的な内容は、個々の金融事業者の具体的な事情に応じて個別に判断されるべきものと考えられます。

但し、抽象的な内容の義務であることは否定できず、実際に金サ法 2 条 1 項の誠実義務の規定が施行された後は、これまでの顧客本位原則の下での実務運用などを参考にしつつ、当局と金融事業者の目線が揃った規制運用がなされていくことが望まれます。

4. 誠実義務違反の効果

金サ法は、第 2 章「金融商品の販売等」において一定の説明義務違反による不法行為について、顧客保護のための効果を定める特則を設けています。もっとも、本改正法案は、現行の金サ法第 2 章を第 3 章に移した上で、これとは別に新たな第 2 章「顧客等に対する誠実義務」として 2 条の規定を設けることを提案しています。そして、金サ法 2 条の規定に違反した場合について、不法行為の特則などは定められておらず、また、業者に対する監督規定も定められていません。このように、金サ法上、2 条 1 項の誠実義務に違反した場合の効果を決める規定は設けられておりません。

⁶ なお、前述のとおり顧客本位原則の原則 2 には「顧客の最善の利益の追求」の項目が定められていますが、顧客本位原則の対象となる「金融事業者」については、「金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等」が含まれるとされており、業態の限定はなされていません。また、顧客本位タスクフォースの審議では、企業年金の運営者に対する議論を除き、誠実義務(最善利益義務)の主体に関する議論はほとんどなされていませんでした。

⁷ なお、金商法 36 条 1 項の誠実義務の沿革は証券監督者国際機構(IOSCO)が定めた行為規範原則の第 1 原則を(当時の)証券取引法に取り込んだものですが、この IOSCO の行為規範原則の第 1 原則は「業者は、その業務を遂行するに際して、顧客の最善の利益および市場の健全性を図るべく(in the best interests of its customers and the integrity of the market)、誠実かつ公正に(honestly and fairly)行動すべきである」という原則であり(神田秀樹＝黒沼悦郎＝松尾直彦編著『金融商品取引法コンメンタール 2－業規制』(商事法務、2014 年)218 頁[河村賢治]参照)、「顧客の最善の利益」の要素が含まれていました。

また、もともと金サ法には民事法的な規律と規制法的な規律の双方が含まれていることもあり、2 条に定められる誠実義務が民事法に位置づけられるのか、規制法に位置づけられるのかも必ずしも明らかではありません。もともと、この点については、脚注 3 で言及した本改正法案の法律案要綱において、金サ法 2 条 1 項の規定が規制法である現行の金商法 36 条 1 項と同趣旨の規定であると説明されていることから、金サ法 2 条は規制法と位置づけられるべきものと考えられます。

金サ法 2 条 1 項の誠実義務を規制法の規定と捉えた場合、かかる義務に違反することは、まず、金サ法上には監督規定がないものの、各金融事業者それぞれ適用される業法に基づく行政処分の根拠となると考えられます。また、規制法の規定ということになりますと、その違反が直接的に損害賠償や契約解除などの民事的な効力を生じさせるものではありませんが、間接的には不法行為責任の根拠ともなり得るものと考えられます。但し、あくまでも義務が定められているだけであり、推定・立証責任の転換などの特別の効果は定められておりませんので、義務違反の相手方である顧客には責任追及のために民法の原則に従った主張立証が求められることとなります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 